

島原市報道資料

平成30年10月30日

報道関係者 各位

有明庁舎 消防避難訓練について

標記の件について、下記のとおり消防避難訓練を実施しますのでお知らせします。

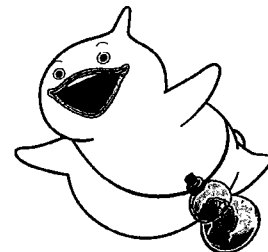
記

1. と き 11月16日（金） 9：30～11：30（予定）
2. ところ 有明庁舎及び駐車場
3. 内 容 別紙のとおり

有明海にひらく湧水あふれる 火山と歴史の田園都市 島原



担当・島原市 有明支所 担当 一瀬
電話・0957-68-1114
E-mail ariake-shisho@city.shimabara.lg.jp



島原守護神 しまばらん

島原市役所有明庁舎消防避難訓練実施要領

1. 訓練実施日時 平成30年11月16日（金）9:30～11:30
2. 訓練実施場所 島原市役所有明庁舎 島原市有明町大三東戊1327
3. 訓練参加機関 ①島原広域消防本部・消防署
 ②島原市消防団（17～20分団）各分団2～3名
 ③島原市役所自衛消防隊

4. 訓練概要

（1）想定及び状況

- ・9:30に、島原半島で震度5強の強い地震が発生する。
- ・地震に伴い、島原市役所有明庁舎1階湯沸室付近から出火する。
- ・初期消火失敗、延焼したため来庁者及び職員は庁外に避難する。
- ・地震のため階段が1箇所崩落し、避難経路は制限されている。
- ・逃げ遅れた負傷者1名が屋上に存在する。

（2）地震発生（9:30）後の対応

2F職員は、庁内放送で地震が発生したことを知らせるアナウンスを行う。「訓練地震発生中（1秒）訓練地震発生中・・・」と15秒間繰り返す。

各階窓口職員は、模擬来客者を机の下に誘導する等して、来客者の安全確保に努め、その他の職員は、机の下に隠れるなどの自主避難行動をとる。

自主避難行動後、喫煙所・湯沸室近くの課の職員は、火の元を確認し、ガス栓の閉鎖を行う。また、1階の職員は、避難経路確保のため、窓、手動扉及び自動扉を開放する。

（庁内放送は2F職員が行う。※2Fに放送機器があるため。）

(3) 出火後(9:33)の対応及び有明庁舎自衛消防隊の訓練内容

庁舎1階湯沸室付近から火災が発生する。(消防署によるスモークマシンでの発煙) 火災を発見した職員は大声で付近の人に火災を知らせるとともに、非常ベルを鳴らし、島原消防署へ119番にて「**訓練火災です。島原市役所有明庁舎1階湯沸室付近が燃えています。これから、来庁者・職員を避難誘導させます。負傷者・逃げ遅れについては不明です。**」と通報する。

火災発生を確認した他の職員は内線電話で、有明支所(自衛消防隊長【有明支所長堀】、自衛消防隊副隊長・防火管理者【有明支所次長一瀬】)へ連絡する。

庁舎山側階段崩落発見した職員が、有明支所へ連絡する。

① 対策本部(市長、有明支所長)

庁舎前駐車場に自衛消防隊指揮本部を設置する。被害状況、避難状況等を各自衛消防班→各室内管理責任者→防火管理者(次長 一瀬)へと逡次的に情報を取りまとめる。自衛消防隊副隊長(次長 一瀬)は、各班の状況・逃げ遅れ者・負傷者の情報を自衛消防隊長(支所長 堀)へ報告する。自衛消防隊長(支所長 堀)は消防署指揮本部(市長)へ各班の状況報告すると共に、逃げ遅れ者の救助を要請する。

② 通報連絡班

開始3分前に9時30分から訓練を開始する旨の庁内放送行う。

地震発生 of 庁内放送後、1F 通報連絡班は火災発生 of 通報を消防署・有明支所(内線 509)へ行う。通報を受けた有明支所職員は、市長に連絡し、市長を自衛消防隊指揮本部へ誘導する。また、次のとおり2F職員が庁内放送を行う。(※2Fに放送機器があるため)

「訓練火災が発生しました。出火場所は、庁舎1階の湯沸室付近です。模擬来庁者及び職員は、避難誘導班の指示に従って、庁舎外へ避難してください。なお、庁舎山側階段が地震のため崩落しています。落下物等に注意し、庁舎海側の階段を降り、庁舎前駐車場へ避難してください。」 ※2回繰り返し庁内放送を行う。

③消火班

庁舎 1 階の消火班は、近隣に設置してある消火器を集結させる。

農林水産課・水道課の消火班は、消火器による初期消火活動を行い、その後農林水産課・水道課の消火班が、屋内消火栓のホースを出火点まで延長し、消火活動行う。（※模擬消火、受話器使用）

④避難誘導班

避難誘導班は、模擬来庁者及び職員の避難誘導を行い、状況を防火管理者及び室内管理責任者へ報告する。要救助者の救助又は救助の要請を行う。

※ヘルメットをかぶる等頭を守りながら避難する。

⑤防護措置班

防護措置班は、防火扉の閉鎖の確認を行い、電気・ガス設備、その他火災時に危険と思われる設備の安全措置にあたる。

⑥搬出班

搬出班は、各課所有の重要書類等の搬出、盗難、損傷防止にあたる。
（模擬段ボール箱を使用）

⑦救護班

救護班は、負傷者の応急手当及び救出し、庁舎来客用駐車場に移動する。負傷者を消防署の救助隊へ引き継ぐまで待機する。

⑧室内管理責任者

各部署の室内管理責任者は、自衛消防隊各班へ活動を指示。また、重要書類の集約を指示し、庁外へ（来庁者駐車場）搬出させる。重要書類の搬出、逃げ遅れ等がないかなどを確認してから避難する。

⑨避難完了、報告及び救助要請

庁外への避難後、職員は庁舎来客用駐車場海側に集合する。室内管理者の指示を受け、避難誘導、防護措置及び負傷者の救護を行った者は室内管理者へ避難完了及び状況を報告する。

室内管理者は、防火管理者（次長 一瀬）へ状況を報告する。自衛消防隊副隊長（次長 一瀬）は、自衛消防隊隊長（支所長 堀）へ報告する。自衛消防隊隊長（支所長 堀）は消防署指揮本部（市長）へ報告すると共に、逃げ遅れの負傷者の救助を要請する。

（４）消防署各小隊及び指揮本部の活動

①消防署指揮本部

消防署指揮本部は、予め指揮車にて出動、有明庁舎駐車場東側に待機し、消防隊が到着後指揮本部を設置して指揮宣言を行い、全般指揮を行う。（出火点を設定しスモークマシンを作動させる）

② ポンプ車小隊（１分隊）

③ ポンプ車小隊（２分隊）

有明庁舎の自衛消防隊の声出し、消火活動、避難者に対する誘導、けが人の応急手当・避難誘導などを検査・チェックを行う。

④ 梯子分隊

⑤ 救助小隊

指令課から無線にて「訓練火災発生」の出動指令を受け、有明庁舎駐車場から回転灯を点灯し、出動、指揮本部から「庁舎屋上に要救助者１名あり、救助せよ」の命を受け庁舎前駐車場に梯子設定を行い、庁舎屋上へ梯子を伸梯し、要救助者１名を救出する。

⑥ 訓練終了

消防署指揮本部は、梯子小隊の「救助完了」の報告を受けてから訓練終了・撤収を行う。

(5) 消防団の活動

(17～20 分団各分団から 2～3 名) 有明公民館駐車場に待機しておき、「訓練火災発生」の無線を傍受後、回転灯を点灯し、有明庁舎山側の消火栓に水利部署する。

水利部署後ホース 2 本を延長し、1 階出火場所を想定し、庁舎山側植栽部へ放水を行う。

(水道課に消火栓の使用許可申請を行うこと。訓練終了後は使用結果報告書の提出が必要。)

(6) 閉会式・片付け

逃げ遅れ負傷者の救助完了後、閉会式を行う。職員は本部に向かって整列し、消防署による避難訓練の講評、市長訓示を受ける。解散後は、速やかに本部・備品等を撤収し、市民の駐車場スペースを確保すること。